

危険な自転車運転者に安全講習を義務化

6月1日から改正道路交通法が施行され、信号無視や飲酒運転など14項目が危険行為と定められました。危険行為を繰り返し、3年間に2回以上検挙された自転車運転者には、公安委員会が行う自転車運転者講習の受講が義務付けられることになりました。受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

一人ひとりが「ルール」と「マナー」を守り、交通事故ゼロを目指しましょう。
問い合わせ／道路課交通担当（内線72445）

講習の対象となる危険行為（14項目）

1	信号無視	8	指定場所一時不停止等
2	通行禁止違反	9	歩道通行時の通行方法違反
3	通行区分違反	10	制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
4	路側帯通行時の歩行者の通行妨害	11	酒酔い運転
5	遮断踏切立入り	12	歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
6	交差点優先車妨害等	13	環状交差点安全進行義務違反等
7	交差点安全進行義務違反等	14	安全運転義務違反

● 自転車運転者講習制度のながれ ●

自転車運転者が危険行為を繰り返す

- 14歳以上の方
- 危険行為(14項目)を繰り返す(3年以内に2回以上)

交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

講習の受講

- 講習時間＝3時間
- 講習手数料＝5,700円(標準額)

※受講命令に違反した場合…5万円以下の罰金

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



子ども交通安全教室と映画会を開催

鴻巣市交通安全母の会では、子どもたちが交通事故にあわないように、交通安全教室を開催します。また、この教室にあわせて、映画鑑賞会（「日本昔ばなし」を予定）も開催します。夏休みを安心・安全に過ごせるように、ぜひご参加ください。

とき・ところ／左表のとおり
対象／市内在住の12歳以下のお子さん ※未就学児は保護者同伴
費用／無料
申込み／不要
問い合わせ／道路課交通担当（内線72446）



とき	ところ
7月21日(火) 14時～	クレアここのす大会議室A・B
7月22日(水) 14時～	田間宮生涯学習センター生涯学習室A・B
7月23日(木) 14時～	常光公民館視聴覚室
7月24日(金) 14時～	川里生涯学習センター視聴覚室
7月27日(月) 14時～	総合福祉センター生涯学習室
7月28日(火) 10時～	箕田公民館講座室1・2
7月29日(水) 14時～	本町コミュニティセンター集会室
7月30日(木) 14時～	あたご公民館会議室
7月31日(金) 14時～	笠原公民館視聴覚室
8月3日(月) 14時～	箕田小学校パソコン室
8月5日(水) 14時～	市民センター集会室
8月6日(木) 14時～	下忍小学校図書室
8月7日(金) 14時～	吹上生涯学習センターホール
8月10日(月) 14時～	小谷小学校ミーティング室（体育館）
8月21日(金) 14時～	鴻巣児童センター体育室

※時間はいずれの日も1時間30分程度を予定

